

航空宇宙産業販路開拓ハンズオン支援委託業務仕様書

1 委託業務名

航空宇宙産業販路開拓ハンズオン支援委託業務

2 事業の目的

本県の航空宇宙産業の更なる発展のためには、サプライヤー自身が、機体構造部品に限らず、交換需要の高いエンジン関連部品などの分野、装備品などの高付加価値分野、新展開が期待できる分野など、国内外を問わず販路開拓を進め、積極的に事業を拡大するとともに、獲得した新規受注を当地域の中小サプライヤー企業へ還元することで、サプライチェーンの川下企業の受注機会の増加及び技術力の向上へと繋がる好循環を生み出すことが重要である。

そこで、経営者に覚悟・意欲があり、一定程度の技術、生産体制、資金を有する企業に対し、航空宇宙分野での新規受注の獲得に向け、航空宇宙産業ビジネスに精通した専門家によるハンズオン支援を実施する。

3 委託業務の内容

(1) ハンズオン支援の対象

愛知県内に本社、又は製造、設計、開発等の拠点を有する企業

(2) 支援企業数

3社程度

(2023年度からの継続支援企業1社程度、2024年度からの新規支援企業2社程度)

(3) 全体スケジュールの作成及び各種様式の作成

業務の実施にあたり、あいち・なごやエアロスペースコンソーシアム（以下、ANAC）事務局と協議の上、全体スケジュールを作成し、スケジュールに沿って業務を実施する。

また、ANAC事務局と協議の上、以下の様式を作成し業務に使用する。

- ・ハンズオン支援事業申請書…ハンズオン支援を希望する企業が事業目標、事業計画、希望する支援の内容等を記載し申請
- ・ハンズオン支援事業支援計画書…ハンズオン支援の実施にあたり、ハンズオン支援の事業目標及び具体的支援内容等を記載
- ・ハンズオン支援事業支援報告書…ハンズオン支援の実施の内容、成果等を報告
- ・ハンズオン支援事業評価書…ハンズオン最終回に支援成果の確認と評価を行うとともに、今後の課題及び次年度の目標等を整理

(4) 支援企業の募集・受付

ANAC事務局と調整のうえ、2024年度から新たにハンズオン支援を希望する企業の募集・受付を行うとともに、2023年度からの継続支援を希望する企業からの申請受付を行う。

(5) 支援企業の選考及び通知

ANAC事務局と協議の上、航空宇宙産業に精通した専門家等を審査委員として選定し、申請書類及び面談により支援企業を3社程度選考（継続支援企業も含む）し、選考結果を申請のあった企業へ通知する。

なお、審査の実施にあたっては、ANAC事務局と協議の上、審査基準、審査方法等を定めるも

のとする。

(6) ハンズオン支援を行う専門家の選定

支援企業からの申請内容に応じ、ハンズオン支援を行うために適切な専門家を、ANAC 事務局と協議の上選定する。

なお、専門家は受託者に在籍する者であっても構わない。

(7) ハンズオン支援の実施

ハンズオン支援の実施にあたり、ハンズオン支援事業支援計画書を支援企業、専門家と調整の上作成し、ANAC 事務局の了解を得た上で、計画書に基づき支援を行う。なお、ハンズオン支援は対面またはオンラインにより、月1回以上実施する。

また、支援の進捗によって支援計画書に変更がある場合は、ANAC 事務局の了解を得た上で変更する。企業からハンズオン支援中止の希望がある場合は、事前に ANAC 事務局にその理由を報告し了解を得た上で、企業に辞退届を提出させる。

(8) ハンズオン支援の進捗報告

ハンズオン支援の実施後、ハンズオン支援事業支援報告書を作成し、速やかに ANAC 事務局に提出する。

(9) 事業評価

ハンズオン支援の最終回において、支援企業と専門家とともにハンズオン支援事業評価書を作成し、事業の成果の確認と評価を行うとともに、今後の課題及び次年度の事業目標等を整理する。

(10) 関係者の連絡調整

業務実施に係る支援企業、専門家、ANAC 事務局等との連絡調整、並びに情報提供、必要書類の作成等を行う。

(11) 守秘義務等

ハンズオン支援を実施する上で、企業情報や商談内容等、守秘義務が生じる案件がある場合は、関係する諸法規等に基づき、事前に支援企業、専門家、ANAC 事務局と十分協議した上で、守秘義務に係る契約締結、もしくは誓約書提出等の守秘義務に係る必要な措置を講じること。

4 委託期間

契約締結日から 2025 年 3 月 31 日（月）まで

5 完了報告書の提出

受託者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、業務の実施内容を記載した委託業務完了報告書を紙で 2 部、電子データで 1 式提出する。

6 その他

(1) 専門家によるハンズオン支援の実施は日本国内での企業支援を基本とする。ただし、支援企業とともに海外へ渡航し支援する必要が生じた場合は、委託者及び受託者の両者が協議の上、専門家の海外渡航に必要な経費について変更契約を行う。

(2) 受託者は、本業務の実施にあたっては、関係する諸法規及び条例等を熟知の上、業務遂行にあたる。

- (3) 受託者は、本業務によって知り得た事項を他に漏らしてはならない。本業務終了後においても、同様とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者の両者が協議の上、別に決定する。
- (5) 業務内容の変更が必要なときは、委託者及び受託者の両者が協議の上、別に決定するものとする。
- (6) 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合については、直ちに委託者へ連絡・協議するとともに、受託者の責任において解決を図る。